

## 支援内容

	返済方法	融資金額
定額返済	年金の額内で定額（1万円単位）を選択し、返済に充当	以下の要件を満たす額の範囲内 ・ 10万円から250万円の範囲内 ・ 受けている年金額（年額）の1.2倍まで ・ 1回あたりの返済額の15倍以内

平成22年度よりやむを得ない理由により生活困窮に陥り返済困難となった場合には、貸付条件の変更申請を行うことができるようになりました。

## 支援対象

現在、労働者災害補償保険から年金の支払いを受けている者のうち、次の年金証書を持っている者に融資

- ・ 傷病補償年金
- ・ 傷病年金
- ・ 障害補償年金
- ・ 障害年金
- ・ 遺族補償年金
- ・ 遺族年金（石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金は対象となりません）

## 施策利用のポイント

年金を受ける権利を担保にします。

融資利率0.9%（平成22年2月1日現在）

連帯保証人が必要となります。ただし、信用保証機関〔(財)年金融資福祉サービス協会〕に一定の保証料を支払った場合、連帯保証人は必要ありません。

借入金が完済となるまでは再度の借入申込みはできません。

年金を受ける権利は、独立行政法人 福祉医療機構から借入れをする場合を除いて、譲り渡したり、担保にすることは法律で禁止されています。

生活保護受給中である場合、年金の支給が全額停止されている場合は利用できません。

## 問い合わせ先・申請先

独立行政法人 福祉医療機構 年金貸付課（一覧表 参照）  
「独立行政法人 福祉医療機構代理店」と表示された金融機関